

佐賀県職員措置請求監査報告書

第1 請求のあった日

平成22年5月13日

第2 請求人

(佐賀県民31名)

第3 措置請求の内容

佐賀県知事に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

佐賀県警察本部が、公金4億4,564万2,470円を支出して「佐賀県警察行政手続電子申請システム」を設置し、2006(平成18)年から20種の手続きに係る運用を開始したが、県民の利用が全くないままに2010年1月廃止された。これにより県民の財産は消失し県は甚大な損害を被ることとなった。

佐賀県知事は、警察行政手続電子申請システムの企画決定から設置期間に就任の県警察本部長、県警察警務部長、県警察情報管理課長に対し、同システム廃止によって佐賀県が被った4億4,564万2,470円の損害賠償請求権を有しており、請求を放置することは県の財産の管理を怠る事実該当する。よって、佐賀県知事は、上記職員らに対し損害の補填をするために必要な措置を講ずるよう請求する。

2 請求の理由

(1) 報道によってシステム廃止が知らされた

佐賀県警察本部では、警察行政手続電子申請システムを導入するため、2004(平成16)年8月2日に「電子化システム開発・設計委託業務契約」を始め、「電子化システムのソフトの賃貸借及び保守の契約」、「電子化システムの管理及び運用の契約」、「電子化システム分離改修の契約」を経て、2006(平成18)年より警察行政手続電子申請システムの運用を開始した。これらにかかる総事業費は4億4,564万2,470円である。(別紙資料1)

警察行政手続においては窓口で年間1万4千件ほども申請があると報道されている。しかし、電子申請システム運用開始後2年を経過した時点でも県民の利用は皆無であ

った。このため、2008（平成20）年から運用を休止し、「電子化システム機器及びソフトの賃貸借及び保守契約」の期間が切れた2010（平成22）年1月31日を持って「佐賀県警察行政手続電子申請システム」を廃止した。その結果、システム設置費用の4億4,564万2,470円が完全に無駄な支出に終わり、いいかえれば全くの浪費となったのはいうまでもない。私たち県民は、これら一連の報道により、なんら機能しないまま約4億5千万円を投じた県警察本部電子申請システムの廃止をはじめて知って唖然とした。（別紙資料2-A 2-B）さらに、佐賀県警察本部は同システムの休止及び廃止決定に関して、3月9日に新聞報道されるまで県民への公表、議会への報告も行っていなかった。県警察本部長は、2月県議会総務常任委員会の席上、委員の指摘を受けてようやく「システム休止、廃止を報告しなかったこと」の謝罪を行った。（別紙資料3）巨額の公金支出が無駄に終わった事態を自ら公表もしない佐賀県警察の対応の不誠実さは、司法の場にある機関として不当きわまるものである。佐賀県は、財政逼迫に当たって緊急プログラムを策定、「緊プロ」という略称が定着するほどあらゆる面の削減を実行している。その最中での、救いがたい財政過失である。報道に、同システムが「県民に利用されなかったのは極めて残念」という趣旨の県警察本部長発言がある。システム廃止の原因を県民サイドにすり替えたとかのような紋切り型は、警察に対する県民の信頼をおとしめるものだ。

（2）果たされていない警察の説明責務

導入に至った経緯や廃止してしまった理由、原因に関する詳しい説明はいまだにない。何故そのような事態を招いたのか、県警察に対する疑問と憤りが県民全体を覆っている。県民は、約4億5千万円もの公金を無駄にした事業の、企画から廃止までの説明を十二分に受けたとしても、県財産の損失を納得するものではないが、県警察本部長には早期にその説明責任を果たさなければならない義務がある。

（特）市民オンブズマン連絡会議・佐賀では、4月1日付けで県警察本部長に対して「県警本部2006年導入電子申請システムの事業廃止にかかる説明要求6項目」の書面を提出した。4月21日付け佐賀県警察本部名A4版一枚の文書回答があったが、公印も押されておらず、要求に対する真摯な説明にはほど遠い内容であった。とりわけ、県民が最も知る必要がある「6．本件事業を廃止に至らしめた県警察の責任をどのように取るのか」について一言も回答していない。（別紙資料4） 県民から指摘されるまでもなく、原因及び責任の所在を徹底究明するのは警察の本分であるはずだ。警察行政電子申請システム導入の判断は拙速ではなかったか、運用に向け万全の体勢を取り得たのかなど、本回答では県民の疑問と不信感の解消には至らず、巨額を投じた同システム設置の妥当性は全く見出せない。

（3）システム導入には事前の検証及び確認作業が不可欠

報道によると、県警察本部情報管理課では、県民の利用が皆無であったため2008年に事業を休止し、2010年1月「費用対効果を考慮して廃止を早めに決断した」

と釈明している。「廃止決断」を早めと捉えうる県民がいたとしても、公金約4億5千万円のシステムが、ただの一度も活かされずに消失してしまった事態を相殺できるわけではない。

費用対効果の検証と確認は、システム設置以前の最も重要な課題である。県警察本部が、今回の導入に際して県民の利便性や利用度の検証を尽くしたと見られる材料はない。県警察本部では、「国の方針、国がIT立国を目指している状況」を踏まえて取り組んだと述べている。自治体の自立を促し、いま盛んに叫ばれているのが地域主権だが、地域の実態を顧みずに国の方針だからという施策導入は、それに反する。県民は、自治体の現状に即した費用対効果の施策をこそ望んでいる。国の方針、国のIT立国構想にしても、電子申請利用の普及が好調というわけではない。国の8官庁が、電子申請全64システムの2割を2010年新年度までに廃止の方針と報じられている。

佐賀県の警察行政手続きが窓口において年間1万4千件もあった状況で、電子申請システムは一度も利用されなかった。これについて、県警察本部警務部長は「はっきりしたことは分からないが、県民にとって時間と経費を要するなど、電子申請がしやすい環境が十分整っていなかったことなどが考えられる」（別紙資料3）、同情報管理課は「利用者のインターネット環境が整っていなかったのではないか」という発言をしている。（別紙資料5）「電子申請システム利用に時間と経費を要する」は、県警察情報管理課が挙げている「警察署の窓口に行く手間が省ける利点」とは相反する話である。県警察は、手間を省くどころか、一手間かけなければならないハードルを予測しなかったのか。さらに、「電子申請しやすい環境が十分整っていなかったことなど」は、たとえば住基カードの携帯が必要だったとも考えられる。このような環境の整備状況について、県警察本部では同システム設置の企画段階で調査し把握しておくべき課題である。4億4,564万2,470円もの経費をかけたシステムの利用に、時間と経費、環境の整備が必要だったのであれば、県民にはすこぶる使い勝手が悪いシステムでしかない。行政サービスの拡充、県民の利便性に結びつかないのは当然である。警察行政手続電子申請システムは、利用者の環境の整備状況など事前の検証、確認作業が踏まえられておらず、あまりに安易で拙速な導入であったと指弾するしかない。約4億5千万円の巨額経費に全く値せず、同システムのための公金の支出は不当である。

(4) 広報は有効であったか

2006年以降の警察行政電子申請システム運用期間中に、請求人の中の市民オンブズマンや市民運動メンバーの少なくとも7名が、警察行政手続申請の一種である道路使用許可申請を佐賀署、唐津署、伊万里署などの窓口で何度も行ってきた。しかし、各警察署窓口で一度も電子申請の勧めを受けたものはいない。私たち7名の場合がたまたま限られたものだとも考えにくい。（特）市民オンブズマン連絡会議・佐賀の説明

要求に対する県警察本部文書回答には、警察のホームページ、チラシの配布、窓口での広報、事業者への説明などを行ったとある。しかし、現実には、道路使用許可申請のため窓口を何度も訪れた私たちの経験を通して、縷々挙げている広報手段が県民に届いていたとはいいがたい。

私たちはチラシについても見たことはない。因みに、(特)市民オンブズマン連絡会議・佐賀は県警察本部に対して、これまで何度となく情報公開請求を実施してきたが、県警察本部広報公聴課情報公開室に電子申請システムの広報が張り出されていたことはないし、お知らせを受けたことも全くなかった。仮に県警察本部が述べるように、警察のホームページ掲載や、チラシの配布、窓口での広報などを行ってきたとしても、年間1万4千件の申請が窓口でのみ手続きされた事実は、広報の実効性が乏しかったことを意味している。県警察本部は同システム設置一年を経た時点で、県民の利用ゼロを深刻に受け止め、県民の足元に立ってあらゆる場所、機会での広報を展開すべきであったはずだ。警察行政として、約4億5千万円の事業を本気で県民に認知浸透させ、推進させようとする姿勢を持ち得ていたのであれば、県民の利用が皆無という事態は避けられたとあってよい。だが、県警察本部の電子申請システム導入の意義も運営方針も、根本から安直、あいまいに過ぎたというしかなく、まさに不当である。

(5) 結論

以上のように、県警察本部の電子申請システム導入の判断は誤りであり、また運用に及ぶ判断は不当であったといわざるを得ない。その判断がもとで巨額事業が愚かな浪費に終わり、佐賀県に損害を生じさせた。よって、地方自治法242条の第1項の規定に基づき、請求の趣旨のとおり、佐賀県知事は、県財産の損失を招いた原因の徹底究明及び責任を明確に指摘し、佐賀県の損害の補填をするために必要な措置を講ずることを請求する。

第4 請求の受理

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項所定の要件を具備しているものと認め、平成22年5月13日付けで受理した。

なお、当初提出された事実証明として添付された資料の計算不整合及び請求書と事実証明として添付された資料との不合致があったので、5月20日に請求人に補正通知を行い、5月21日に請求人が補正を行った。

第5 監査の実施

1 監査対象事項

請求書及び陳述内容から、佐賀県警察行政手続電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）が県民の利用がないままに廃止されたことによる電子申請システム企画決定から設置期間に就任の佐賀県警察本部長、同警務部長及び同情報管理課長に対する知事の損害賠償請求権の不行使が財産の管理を怠る事実にあたるか否かを監査対象とした。

2 監査対象機関

佐賀県警察本部（以下「県警」という。）を監査対象機関とした。

なお、電子申請システム導入時に政策評価、予算査定に関わった知事部局職員、電子申請システム休止時に予算査定に関わった知事部局職員、電子申請システム導入・休止検討時に担当していた警察職員及び日本電気株式会社佐賀支店関係会社社員に対し法第199条第8項の規定に基づき、関係人調査を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成22年6月4日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。なお、新たな証拠の提出はなかった。

4 監査の実施

監査は、前記機関を対象として、平成22年6月1日、9日、11日、14日、17日、18日、21日、22日、24日、28日、29日、7月1日、2日及び6日に監査委員及び監査委員事務局職員による対面での監査及び調査をそれぞれ実施した。このほか、県警及び知事部局関係課から提出された関係書類についても調査を行った。

第6 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置の必要を認めない。

以下、監査対象機関の説明及び調査結果を踏まえ、その理由について述べる。

1 電子申請システム導入・本格運用開始までの経緯

平成13年1月6日 「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」が施行。

- ・ 国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進するために必要な措置が講

じられなければならない。

* 国・地方公共団体の情報化の推進に係る義務規定

- ・ 内閣に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT戦略本部」という。）を設置。

平成13年1月22日 IT戦略本部が「e-Japan 戦略」を決定。

- ・ 我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す。
- ・ 電子政府の実現（重点施策の一つ）：すべての申請・届出等手続を、平成15年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする。国は地方公共団体が実現するシステムの標準案を策定・提示する。

平成13年3月29日 IT戦略本部が「e-Japan 重点計画」を決定。

平成13年5月2日 県警情報管理課が電子県庁について県情報担当課と意見交換を行う。

- ・ 県警は、「同じ県の機関として、当該構想への参入の有無、参入内容・予算措置等について検討を行う必要がある。」と主張する。

平成13年6月26日 IT戦略本部が「e-Japan 2002プログラム」を決定。

平成13年7月5日 「都道府県の警察機関に対する申請・届出等手続のオンライン化推進計画の策定について」 警察庁から県警へ通知される。

（内容）

- ・ 都道府県の警察機関に対する申請・届出等手続のオンライン化推進計画を策定し、推進していくこととしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。
- ・ 申請又は届出がなされることが想定できない等の理由によりオンライン化の実益がないものを除き、原則として、平成15年度までに、警察庁から都道府県警察に対しオンライン化の実施方策を提示する。

平成13年9月10日 電子県庁基本計画ネットワークの県庁関係課からなる県高度情報推進委員会調査研究班ネットワーク部会に県警情報管理課からも参加する。

- ・ 県情報担当課から公共ネットワーク構築等について説明される。

平成13年10月12日 県高度情報推進委員会調査研究班ネットワーク部会の主要関係課の打ち合わせで、県警ネットワークについて検討する。

- ・ 県警は、その中で、「警察ネットワークは、部外との接続はできない。警察も

e-Japan 重点計画に基づく申請・届出等手続のオンライン化計画の対応は行わなければならない。既存ネットワークとは別に新たなネットワークシステムの構築が必要である。」と主張する。

平成13年10月17日 「申請・届出等手続きのオンライン化計画に伴う情報通信基盤の整備について」を決める。(県警情報管理課起案、最終決裁者：警務部長)

- ・ 高度情報化社会への的確な対応を行うためには、情報通信基盤整備をはじめとする新システムの構築が必要である。
- ・ 警察本部にシステムの管理等のためのサーバ等を設置し、警察施設からのインターネットへの出入口を警察本部に一本化し全送受信を管理する。
- ・ 業務の運用は、警察庁主導のもと、本部所管課を中心に運用計画を策定する。
- ・ システム開発等スケジュールは、オンライン化の方針は示されているものの、個々の運用計画等は、何ら具体化していないため、予算措置をはじめとするシステム構築計画の目処が立たない状況である。
- ・ 平成14年度は予算化は見送り、開発構想の準備段階とし、組織的にプロジェクトを立ち上げる必要がある。

平成13年11月7日 IT戦略本部が「e-Japan 重点計画、e-Japan 2002プログラムの加速・前倒し」を決定。

平成14年3月 県が「電子県庁基本計画書」を策定。

- ・ 県には2,000超の手続があり、それらの手続に必要な申請様式を手続の多いものから順次電子化し、汎用受付システムを利用した電子申請システムを構築することで、各種申請・届出等手続をインターネットから行えるようにする。

平成14年6月5日 「本県警察における申請・届出等手続きのオンライン化への取組方針について」を決める。(県警情報管理課起案、最終決裁者：県警本部長)

(取組の根拠)

- ・ 平成13年7月5日付け「都道府県の警察機関に対する申請・届出等手続のオンライン化推進計画の策定について」による。

(取組の必要性)

- ・ 知事部局は、「電子県庁基本計画書」に基づき、統合的かつ具体的に取組んでいるところであり、同じ県の機関である県警としても、県庁に準じた計画、予算措置が必要となるため、極力、知事部局の動きに合わせた計画的な予算要求を行う必要がある。

(推進体制等)

- ・ 警察改革推進委員会、同幹事会において協議し、関係所属の課長補佐等で構成するワーキンググループを設置し、具体的な検討を行う。

平成14年6月7日 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「行政手続オンライン化法」という。）案が国会提出。

- ・ 申請・届出等に限らず法令に基づく行政機関等の手続について、原則としてすべて書面による手続に加えオンラインによる手続も可能とする。

平成14年6月18日 IT戦略本部が「e-Japan 重点計画2002」を決定。

平成14年8月8日 「都道府県の警察機関が行う行政手続等の電子化推進に関するアクション・プランの策定について」 警察庁から県警へ通知される。

（内容）

- ・ オンライン化推進計画の実施計画の拡充・前倒しを行うこととし、名称も「都道府県の警察機関が行う行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」としたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。
- ・ 都道府県の警察機関の個別手続のオンライン化実施計画について、対象手続は、全体で1,367手続で、うち申請・届出等手続に当たるものは、326手続あり、平成14年度に69手続、平成15年度に198手続について、警察庁から、都道府県の警察機関に実施方策を提示する。

平成14年8月9日 県警内のワーキンググループ検討会を発足させる。

- ・ 平成14年8月から平成16年8月にかけて、平成14年度4回、平成15年度1回、平成16年度1回の計6回開催される。
- ・ （会長）警務部主席参事官、（副会長）県警情報管理課長、（総合調整担当官）警務課企画官、（構成員）県警本部各課の課長補佐等

平成14年8月9日 第1回ワーキンググループ検討会が開催される。

- ・ 県警情報管理課から、県警のオンライン化への取組方針、e-Japan 重点計画2002、警察庁の動向、電子県庁基本計画概要、システム構成概念図等が説明される。

平成14年9月9日 第2回ワーキンググループ検討会が開催される。

- ・ 平成14年8月8日付けで警察庁が示した手続一覧に基づき、県警としてどれだけの手続をやるのかをそれぞれに検討していく必要がある。
- ・ 次の検討会までに、各課において警察庁が示した各行政手続別に実施可能の有無について検討等を行う。

平成14年10月18日 第3回ワーキンググループ検討会が開催される。

(県警各課から警察庁主管課への確認状況の報告)

- ・ 都道府県警への実施方策の提示は長官官房が一括実施と思う。
- ・ 具体的な業務方策提示の目途は立っていない。
- ・ 行政手続オンライン化法の除外規定の外はすべて実施の方向で通達予定である。等

(県警各課から県警内部のオンライン化検討状況等について報告)

- ・ 証明書添付(住民票、写真等)が必要で困難である。
- ・ 警察庁指針の大半は申請例なし又は年に数件である。
- ・ 現物提示が必要なものや省力化可能だが証紙の問題ありのもの等あり警察庁の指示待ちである。
- ・ 警察庁提示内容で策定の必要があり、県段階での絞り込みは困難である。等

(今後の展開)

- ・ 県は、平成16年度後半の業務運用を目指している。県警は平成17年度後半には開始したい。オンライン化業務等の調査、設備等整備など、運用開始に2年はかかるため、平成14年度内に業務の絞り込みが必要である。

平成14年12月13日 第4回ワーキンググループ検討会が開催される。

- ・ 県警内の「警察改革推進委員会・幹事会への第1回中間報告への骨子」の確認が中心内容となる。

(ワーキンググループにおける検討状況)

- ・ 原則、県警独自システム(認証局、決済システム等除く)を新たに構築する。
- ・ 平成17年度内に一次開発分の運用開始を目標、順次、年度毎に開発、運用を実施する。
- ・ 電子県庁基本計画等に沿って県警の基本計画を策定する。

(課題と今後の対策)

- ・ 警察庁は、システム構築のための基礎となるオンライン化のための実施方策を平成14年度内に申請・届出等手続69手続、平成15年度内に198手続、申請・届出等以外手続497手続を提示することとしており、県警としては、この提示に沿った構築計画を策定する。
- ・ 平成16年度の電子県庁運用開始時期に近い平成17年度中の運用開始を前提とする必要がある。構築スケジュールに応じた段階的予算要求を行うに当たり、計画的予算措置が行えるかどうか最も重要な課題である。

(質疑・意見)

- ・ まだ、全体が漠然とした形でしかない現時点において予算を要求することができるのか。もっと、具体的な形を示さないと予算要求は難しいと思う。

- ・ 県内のインターネット普及率、利用率等を考慮すると、オンラインが始まったとして、年間に警察業務に係る申請をオンラインでどれほどの人が利用するのか疑念を抱く。申請業務の中にはオンライン上のみでは申請が成立しないものも多くあり、単に仕事を増やすだけになるように思える。具体的な形を国が示していない段階において県警が先に計画を立てて業務を推し進めるのは難しいと思う。

(監査) この質疑・意見に対する具体的な検討や計画の見直し等が行われたとの証言もなく、資料の提示もなかった。

平成15年1月14日 ワーキンググループの検討内容について、県警内の「警察改革推進委員会幹事会」へ経過報告される。

- ・ 「警察改革推進委員会幹事会」構成員
警務部長、県警内各部の主席参事官や参事官、総務課長、会計課長、地域課長、通信庶務課長等
- ・ 報告内容

(根拠)

- ・ 平成13年7月5日付け警察庁通達の「都道府県の警察機関に対する申請・届出等手続のオンライン化推進計画の策定について」

(根本:「e-Japan 重点計画」)

(対象業務)

- ・ 平成14年度中に69手続の実施方策が示される予定(他に道路使用許可申請あり)、平成15年度中に申請・届出等手続198手続、申請・届出等以外手続497手続の実施方策が進められる予定

(質疑・意見)

- ・ 知事部局(平成16年度中運用開始予定)に著しく遅い対応はダメである。
- ・ 当初は、数件しかやれないかもしれないが、いずれにしてもやっていかなければならない。
- ・ 警察庁の実施方針が見えず、具体的システムの検討は進んでいない。
- ・ 県民サービスにウエートがあり、業務の合理化には繋がるものではない。

平成15年2月3日 「行政手続オンライン化法」施行。

- ・ 地方公共団体は、地方公共団体に係る申請、届出その他の手続における情報通信の技術の利用の推進を図るため、当該手続に係る情報システムの整備及び条例又は規則に基づく手続について必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならない。

* 地方公共団体の行政手続オンライン化の努力義務規定

平成15年3月28日 「行政手続オンライン化法の施行に伴う国家公安委員会規則の施行について」 警察庁から県警へ通知される。

(内容)

- ・ 国の警察機関に係る申請・届出等について、オンライン化を可能とする国家公安委員会規則が制定された。
- ・ 各都道府県警察において、行政手続をオンライン化可能とするためには、国家公安委員会規則において、個別の行政手続がオンライン化可能な手続として規定される必要があり、警察庁としても、各都道府県警察のオンライン化推進状況を十分に把握しておく必要がある。
- ・ 都道府県の警察機関に対し、オンライン化の進捗状況が調査される。(平成15年4月25日回答期限)

平成15年3月31日 「都道府県の警察機関が行う行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」に基づくオンライン化の実施方策に係る資料の送付について」 警察庁から県警へ通知される。

(内容)

- ・ 平成14年度に実施方策を提示するとした68手続(重複1手続除く)について、手続毎に業務フロー、オンライン化実施に向けた課題及び解決方策、システム機能、ネットワーク構成などオンライン化実施に必要な基本的事項が提示される。

平成15年4月25日 「オンライン化推進状況調査」が県警から警察庁へ回答される。(県警情報管理課起案、最終決裁者：県警主席参事官)

- ・ 県全体のオンライン化の動向は、平成16年4月から実施予定である。(実際：平成16年7月20日から実施。)
- ・ 県警のオンライン化の動向は、県警独自でオンライン化の実施を計画し、平成17年度内の実施を目標とする(実際：平成18年4月20日から実施。)
- ・ 県警でのオンライン化対象手続のピックアップはアクション・プランに基づき調整中である。
- ・ 県警におけるオンライン化のためのシステムの整備状況は、県警独自でシステム整備を行うべく、予算要求の準備をしている。

平成15年5月6日 警察行政オンライン化の県警内実態調査結果を取りまとめる。(県警情報管理課内決裁)

- ・ 警察庁の平成13年度提示3手続(道路使用許可関係)、平成14年度提示68手続、国で別検討されている自動車保有関係11手続、警察庁の平成15年度提

示予定の197手続（最終198手続）の計279手続（最終280手続）について、平成12年～14年の申請・届出手続実績が調査された。

（調査結果）

- ・ 平成16年度開発、平成17年度運用開始予定の82手続（平成13・14年度提示71手続+国の別検討11手続）のうち、平成12～14年の間に申請・届出があった手続数は17手続で、年平均申請・届出件数85,563件であった。
うち平成13・14年度提示の71手続では、平成12～14年の間に申請・届出があった手続数は13手続で、年平均申請・届出件数14,532件であった。
- ・ 平成17年度開発、平成18年度運用開始予定の197手続（警察庁平成15年度提示予定）のうち、平成12～14年の間に申請・届出があった手続数は71手続で、年平均申請・届出件数31,499件であった。

（監査）

県警からは、「手続としてできるものは、開発しようということであった。」「国の方針ありきというのが皆の共通認識であった。利用件数の話ではなかった。」等の証言があった。なお、手続実績数の調査結果に基づき、利用見込みを検討されたと思える資料は提示されなかった。

平成15年6月18日 「警察庁オンライン担当から全国警察行政手続オンライン担当者へメール」 警察庁から県警へメールされた。

- ・ 68手続の実施方策は、何をオンライン化すればいいのか、一から各都道府県警が検討するのでは時間と労力がかかり大変なため、各都道府県に参考として提示したものです。各都道府県で独自に一から検討し直しても結構ですが、基本的にその労を省くために68手続を提示したというわけで、参考にして下さい。ただ、技術的にオンライン化が容易であるという点に重きを置いているので、利用頻度という点から見ると必ずしも頻度の高い、よく利用されているものとは限らないので、そこだけは注意が必要です。

（監査）

このメールに基づき、利用頻度による開発手続の再検討が行われたという証言もなく、資料も提出されなかった。県予算獲得のために平成15年度政策評価に向けて検討している時期にもかかわらず、開発手続の再検討がなされていなかった。

平成15年7月10日 第5回ワーキンググループ検討会が開催される。

- ・ 県警情報管理課から「警察庁の指示の推移、県警の申請・届出等行政手続状況調査結果、佐賀県警察行政電子化基本計画書（案）等」について説明される。

平成15年7月18日 電子政府構築計画（各府省情報化統括責任者連絡会議7月17日決定） 警察庁から県警に通知される。

（内容）

- ・ 各都道府県警察にあっては、国及び地方公共団体の動向を把握しつつ、行政の情報化を推進されたい。

平成15年8月19日 「e-Japan 戦略」（IT戦略本部7月2日決定）「e-Japan 重点計画 - 2003」（IT戦略本部8月8日決定）

警察庁から県警へ通知される。

（内容）

- ・ これらの施策の趣旨及び実施スケジュールを十分に把握した上で、警察庁及び知事部局との緊密な連携のもと、必要な予算の確保、各都道府県警察における体制の整備、人的基盤の整備に努められたい。

平成15年10月 「佐賀県警察行政電子化基本計画書」が策定される。（平成16年3月公表）

- ・ 警察には200種類超の申請手続があり、それらの手続に必要な申請様式を申請の多いものから順次電子化し、汎用受付システムを利用した電子申請システムを構築することで、各種申請手続をインターネットから行えるようにする。
- ・ 申請・届出等手続、調達手続等については、平成17年度から随時、インターネット利用による提供を実施する。

平成15年10月 県の平成16年度新規予定事業に係る平成15年度政策評価が開かれる。（事務局ヒアリング）

（「警察行政手続電子化経費」県警提出分）

- ・ 平成16年度事業費 176,714千円
- ・ 実施予定期間 平成16年度～18年度の3年間
- ・ 成果指標 平成18年度までに電子化運用開始予定の手続数
平成17年度運用82手続、平成18年度運用280手続
- ・ 県担当課の意見と県警の回答
（県企画調整課）多額の投資を行うことに対して事務の改善、県民サービスの向上等に繋がる具体的なメリットがわかりにくい。
（県警）メリットは、県民・企業の時間削減によるコストメリット創出、業務の効率化、ペーパーレス化である。
（県財政課）成果指標の設定を県民満足度の向上という視点に見直すこと。
（県警）システムはまだ存在しないため、現時点で県民満足度を示すことは無理

である。県民、企業等の利便性を示す指標として、申請・届出等手続が電子的に行われた件数を、将来予測として示すことはできるかもしれない。

- ・ 結果として、成果指標の見直しは行われず、運用開始予定の手続数が成果指標となっている。

(監査)

当時の県警情報管理課参事からは、「資料の有無はわからないが、インターネット普及率、現状の申請数、住民基本台帳カード普及見込みを参考に利用見込みの検討をしたことがある」との証言があったが、県警情報管理課のその他の関係者からは利用見込みを検討したとの証言はなく、「利用見込みの検討資料はない」とのことで提出されなかった。

なお、「住民基本台帳カードとか色々な形が国全体であり、将来的にはそうなるとして対応した」との別の証言があった。

平成15年10月28日 政策評価の県関係部長ヒアリングが行われる。

(県側) 全国的に統一したシステムとならないか。手続で多いのは何か。

(県警) 警察庁が音頭を取ってシステム化するという話ではない。手続で多いのは、自動車保管場所で、次は道路使用許可である。

平成15年11月7日 政策評価の県三役ヒアリングが行われる。

(知事)

- ・ 車庫証明などができるようになれば便利になるのではないか。メリットがわかりにくいという評価はなぜか。
- ・ 本人の確認が一番難しい。

(県総務部長)

- ・ メリットがわかりにくいというのは、警察では、運転免許の関係が県民にとって一番多いものだが、これは検査とかあって電子化できないことなどの意味を含んでいる。

(最終評価結果)

- ・ 県警自己評価：優先的に実施する事業
- ・ 最終評価：内容を再検討のうえ実施を検討する事業

(監査)

平成16年度新規予定事業の政策評価に関する事項

(当時の政策評価担当課)

- ・ 政策評価は予算査定ではない。政策を議論して問題点を明らかにする場である。使いやすいものを担当課がつくるという前提での議論である。

平成15年11月 平成16年度新規予算に係る政策的経費見積書を提出する。

(県警提出分)

- ・ 事項名 警察行政手続電子化経費
- ・ 予算要求額 177,102千円(平成16年度)
システム管理講習会受講経費1,562千円、インターネット経費387千円、システム開発経費(71手続)146,312千円、機器等リース料(4ヵ月分)28,841千円
- ・ 汎用電子申請受付・審査システム(68手続)、道路使用許可申請受付・審査システム(3手続)の計71手続
- ・ 自動車保有関係11手続は、国が開発するシステムが平成17年度運用開始予定のため、平成17年度予算措置で計画
- ・ 九州管内各県の検討状況表(佐賀県警調査、平成15年10月11日時点)
(運用手続)本県82手続、1県50手続、1県7手続、2県3手続、3県未定

(監査)

開発手続数や平成16年度予算に関する事項

(県警)

- ・ 件数ではなく、いつでもやれるという環境をつくる施策との認識であった。電子化できる手続は基本的にやるとの国の方針であり、全手続を進める予定であり、他県の開発手続数は大きな要素と判断していなかった。

(当時の財政課)

- ・ IT基本法(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法)での行政の情報化推進の義務規定、行政手続オンライン化法での地方公共団体の行政手続オンライン化の努力義務規定の中、電子申請のための基盤整備に必要な予算と捉えていたので、利用見込みの観点からの効果等は査定の際、考慮しなかった。

(県警)

- ・ 警察庁からの予算措置は約束も予定もなかった。予算の確保に取り組むようにという警察庁通知はあったが、交付税措置とかは聞いておらず、県単独予算であり、国から予算が出るという認識はなかった。

(財務課)

- ・ 県警電子申請システムだけを名目にした地方交付税措置はないが、県全体では、「申請・届出、入札、歳入手続等の電子化の推進経費」として交付税措置があり、佐賀県全体の算定概算額(推計)は、平成16年度約145百万円、平成17年度約127百万円、平成18年度約134百万円である。平成19年度以降は包括算定経費に移行されたため、交付税措置の額は不明である。

平成16年1月17日 平成16年度警察行政手続電子化経費の県総務部長査定が行われる。

(県総務部長)

- ・ 警察の全国レベルで共同で使うシステムはできないのか。
- ・ 受付システム(申請)を県側と共用すること。
- ・ 仕様書ができた段階(入札時)で、県C I O(最高情報統括監)に見てもらい、そこで設計内容、金額等を再協議する。 等

(県警)

- ・ 全国レベルのシステムは、今のところそのような動きはない。

平成16年1月 平成16年度警察行政手続電子化経費の県C I O査定が行われる。

(県C I O(最高情報統括監)協議結果)

- ・ S E単価を県単価と合わせる。
- ・ 申請受付サーバの統合は、県側の受付サーバに申請データを保管することが警察庁に認められれば統合可能であるが現時点では難しい。
- ・ 開発経費の工数配分の変更及びS E単価変更を行う。
- ・ 職員旅費及び研修負担金査定は財政課査定を利用する。
- ・ 177,102千円の予算要求額が150,073千円に査定される。

(監査)

県C I O査定に関する事項

- ・ 当時の県C I Oは、「政策評価の検討が行われた以降に実質就任しており、政策評価で承認済みと認識していた。また、県警本部からは、警察庁の通知でやらなければいけないといわれ、実施の方針には疑問は持っていなかった。」とのことであった。
- ・ 当時の県警情報担当課の参事によると、「受付部分の県庁システムの利用は、当時、警察庁から、申請データは警察内部で持つようにという指示があり、県警が始めたときは、完全分離が望ましいということであった。その後、少しずつ緩和されていったと思う。」とのことであった。

* (用語解説)

- ・ 「S E」: システムエンジニア。業務を処理するためのコンピュータ・システムのシステム解析、開発設計から導入計画を行う技術者。(総務省資料引用)
- ・ 「サーバ」: ネットワーク上でサービスや情報を提供するコンピュータ。ネットワークで発生する業務を内容に応じ分担し集中的に管理する。(総務省資料引用)

平成16年1月27日 平成16年度警察行政手続電子化経費の知事査定が行われる。

(知事)

- ・ どの手続がよく使われそうか。
- ・ 運転免許証の住所変更はできないのか。
- ・ (警察のみ独自でやることに対して) 国にもものを申せないのか。自治情報センターが使えたのではないか。スタートしている県と一緒にやれないのか。等

(県警)

- ・ 使われそうな手続は、道路使用許可、保管場所関係手続である。
- ・ 運転免許証の住所変更は、裏書が必要で警察署に来てもらう必要がある。
- ・ 他県への相乗り、分担は難しい。

(知事査定額)

- ・ 150,073千円(県CIO査定額と同額)
システム管理講習会受講経費781千円、インターネット経費387千円、
システム開発経費125,064千円、機器等リース料(4ヵ月分)
23,841千円

平成16年2月6日 IT戦略本部が「e-Japan戦略 加速化パッケージ」を決定。

平成16年3月31日 「警察における行政手続等のオンライン化について」

警察庁から県警へ通知される。

(内容)

- ・ 都道府県警察に係る申請、届出等のオンライン化は、都道府県公安委員会が定めることにより可能とした旨の国家公安委員会規則改正の通知。
- ・ 各都道府県警察で、行政手続等をオンライン化するに当たっては、対象手続の性質や利用件数、オンライン化の容易さ等を勘案して、申請者等及び都道府県警察の負担軽減に資するという観点から、対象手続を選定することが望ましい。
- ・ 許可申請等で、申請者等に係る人的欠格事由等の許可基準が設けられているものは、申請者等の本人確認が必要となる。このような手続をオンライン化するためには、電子署名を利用するなど認証システムを整備する必要がある。申請者等の人的な審査まで求められていなくとも、申請や届出等が間違いなく当該申請等を行うべき者により行われたものであるという確認が必要なものも、認証システムを整備し、オンライン上での本人確認を行う必要がある。

(監査)

運用開始手続数の検討及び個人認証に関する事項

- ・ 平成16年3月31日付けのこの通知に基づき、対象手続の性質や利用件数等を勘案しての再検討は行われておらず、当初警察庁が示した対象手

続数（71手続）でシステム開発が行われている。

- ・ 警察庁が平成15年度までに示す予定の198手続の実施方策は結局示されなかった。
- ・ 当時の県警情報管理課参事によると、「当事、認証は必要ということでしか考えていなかった、なりすましが困るという認識であった。」とのことであった。

平成16年6月15日 IT戦略本部が「e-Japan 重点計画2004」を決定。

平成16年7月20日 県の情報担当課が県庁電子申請システムの運用を開始。

平成16年8月2日 警察行政手続電子化システム設計・開発業務委託契約を締結する。

- ・ 契約金額：77,910,000円
- ・ 契約の方法：総合評価一般競争入札
- ・ 事業者名：NS共同企業体（日本電気株式会社佐賀支店、佐銀コンピュータサービス株式会社）
- ・ 契約期間：平成16年8月2日～平成17年3月31日
- ・ 開発内容：システム設計・開発、申請・届出様式の調査及び電子化（申請・届出等71手続の電子化、平成17年度開発予定の申請・届出等198手続、申請・届出等手続以外497手続の電子化検討）、地図データ調達、システム導入作業、機器等の調達・設置等支援

- (監査)
- システム設計・開発業務について、当時の県警担当者や開発事業者への調査、関係資料で次の点を確認した。
- ・ 平成16年8月から平成17年3月のシステム設計・開発は、仕様書及びNS共同企業体の提案書に基づき、NECの汎用パッケージソフトを佐賀県向けにカスタマイズする方法で開発が進められていた。
 - ・ 県警情報管理課の電算運用室3名程度、NS共同企業体の開発担当4名程度で最初3～4ヶ月は毎週1回程度、その後も月2回程度、システム要件等に関する検討会を行い、各種機能や方式等について協議していた。

平成16年8月2日 第6回ワーキンググループ検討会が開催される。

(県警主席参事官あいさつ)

- ・ 平成15年10月に佐賀県警察行政電子化基本計画書を策定し、本年3月、県警の行政電子化に向けた基本方針として同計画を公表した。
- ・ 昨年、県の政策評価審議をクリアし、平成16年度予算が計上された。

- ・ 6月には、総合評価方式による競争入札を実施し、開発業者が決定した。
- ・ システム基盤の準備は着実に進んでいるが、肝心なのは中に何を入れるかであり、県警情報管理課と協議を行い、前向きに検討いただきたい。
- ・ 知事部局では、本年7月申請・届出手続の一部電子化をスタートさせたが、同じ県の行政機関として、県警が大きく立ち遅れるわけにはいかない。

(検討内容)

- ・ 取組経緯、佐賀県警察行政電子化基本計画書、法令整備状況、対象手続等

平成16年11月 平成17年度当初予算の要求資料を提出する。

- ・ 県警要求額 80,342千円
- 電子申請システム保守・運用管理費 8,820千円
- 電子申請システム機器等リース料 71,522千円
- ・ 要求額どおり予算計上される。

(監査)

平成17年度予算に関する事項

- ・ 県警への調査によると、平成17年度開発、平成18年度運用開始予定で、警察庁から平成15年度に提示予定の198手続については、提示がなかったこと等あり、第2期開発分の平成17年度予算要求は見送られた。
- ・ また、国の開発するシステムの利用前提で、平成17年度予算措置予定であった自動車保有関係11手続も、費用対効果等を勘案し、平成17年度の予算要求が見送られた。

(参考) 国で開発の自動車保有関係手続システムについて

自動車保有関係の手続(検査登録、保管場所証明申請等)と税・手数料の納付をオンライン申請で行うもので、推進関係省庁連絡会議(内閣官房、国土交通省、警察庁、総務省、法務省、国税庁、経済産業省)の検討のもと、平成14年8月グランドデザインが策定され、平成17年12月開始された。10都府県が実施中であり、本県は未実施である。

平成16年12月27日 警察行政手続電子化システム機器及びソフト賃貸借契約を締結する。

- ・ 契約金額：11,550,000円(月額5,775,000円)
- ・ 契約の方法：一般競争入札
- ・ 事業者名：NECリース株式会社九州支社
- ・ 賃貸借期間：平成17年2月1日～平成17年3月31日
- ・ 機器構成：DMZ機器(住民側、職員側)、DB機器、業務AP機器、バックアップ機器、運用監視機器、ラック機器、地図関連機器の7種類

* (用語解説)

- ・ 「DMZ」: 組織内部のネットワークとインターネット等の外部ネットワークとの間に設ける領域。サーバをインターネット側からの不正な攻撃から守るために設けられる。(総務省資料引用)
- ・ 「DB」: データベース。たくさんの情報を一定の形式でコンピュータに蓄積し、キーワードによる検索ができるようにしたもの。(総務省資料引用)
- ・ 「AP機器」: アプリケーション機器。インターネットのウェブサイトで、個別のサービスを提供したり、データベースを連携したりするときに必要な機器。

平成17年2月24日 IT戦略本部が「IT政策パッケージ2005」を決定。

平成17年4月1日 警察行政手続電子化システム機器及びソフトウェア賃貸借契約を締結する。

- ・ 契約金額: 69,300,000円(月額5,775,000円)
総額334,950,000円(58ヶ月)
- ・ 契約の方法: 単独随契(前年度の契約業者)
- ・ 事業者名: NECリース株式会社九州支社
- ・ 賃貸借期間: 平成17年4月1日~平成22年1月31日(58ヶ月)
- ・ 機器構成: 前年度と同じ

平成17年4月27日 警察行政手続電子化システムの管理及び本運用移行業務委託契約を締結する。

- ・ 契約金額: 4,620,000円(7ヶ月)
- ・ 契約の方法: 見積り合わせによる随契(NS共同企業体構成業者の2社)
- ・ 事業者名: 佐銀コンピュータサービス株式会社
- ・ 委託期間: 平成17年5月1日~平成17年11月30日(7ヶ月)
- ・ 委託内容: システム定常運用準備、システム監視手法確立、システム性能調整、データ移行及び操作指導

(監査)

当該契約のシステム管理・本運用移行業務について、当時の県警担当者や開発事業者への調査、関係資料で次の点を確認した。

- ・ 県警情報管理課の電算運用室3名程度、企業の開発担当4名程度での毎月1回の定例検討会の他、必要な場合は随時検討を行い、システムの運用、性能調整、環境変更、必要なプログラムの修正等の作業の他、システムの運用開始に向け、運用移行等業務を行っていた。

平成17年11月 平成18年度当初予算の要求資料を提出する。

- ・ 県警要求額 84,354千円
- ・ 電子申請システム保守・運用管理費 12,832千円
- ・ 電子申請システム機器等リース料 71,522千円
- ・ 要求額どおり予算計上される。

平成17年11月11日 「佐賀県警察行政手続電子化システムに係る行政手続数の検討について」が県警情報管理課から県警関係各課に通知される。

(通知内容)

- ・ 佐賀県警察行政手続電子化システムの構築については、71手続すべての開発が完了し、平成18年4月からの運用が可能となりました。そこで運用を開始する行政手続を決定するために、ヒアリングを実施します。

平成17年11月30日 警察行政手続電子化システムの管理及び本運用移行業務委託契約を締結する。

- ・ 平成17年12月の本格運用に向け移行作業を行ってきたが、本運用開始時期を平成18年度に延期することとなり、新たにシステム管理と本運用移行業務を委託した。
 - ・ 契約金額：2,310,000円
 - ・ 契約の方法：単独随契（前回業者）
 - ・ 事業者名：佐銀コンピュータサービス株式会社
 - ・ 委託期間：平成17年12月1日～平成18年3月31日（4ヶ月）
 - ・ 委託内容：システム監視手法確立、システム性能調整、データ移行及び操作指導

(監査)

当該契約のシステム管理・本運用移行業務及び運用開始の延期理由について、当事の県警担当者や開発事業者への調査、関係資料で次の点を確認した。

- ・ 県警情報管理課の電算運用室3名程度、企業の開発担当4名程度で毎月1回の定例会の他、必要な場合は随時、検討会で検討を行い、データの修正、システムの監視手法、性能調整、環境変更等の作業の他、システムの運用移行等に関する作業を行っていた。
- ・ 当時の県警情報管理課参事によると、「延期の理由は、警察署の統合再編、県庁システムを活用するマルチペイメントネットワークへの接続遅れ、サーバ認証方法の検討、市町村合併等である」とのことであった。

* (用語解説)

- ・ 「マルチペイメントネットワーク」: 金融機関と行政機関等をネットワークで結ぶことにより、パソコン、ATM等金融機関が提供するチャンネルを利用して税金、行政手数料を納付でき、その結果が即時に行政機関に通知される決済基盤のこと。(総務省資料引用)

平成17年12月 「佐賀県警察行政手続電子化システムに係る行政手続数の検討について」(県警情報管理課が県警関係各課をヒアリングする。)

- ・ 当該ヒアリングの結果、運用開始手続を20手続とすることが決定される。
- ・ 運用開始手続数が減少した理由は、71手続の一覧表に「対面審査が必要なため」、「書類原本が必要なため」等と記載されている。

(監査)

運用開始手続数に関する事項

- ・ 県警関係者によると、「警察庁提示の71手続をやることを前提に開発設計を行ったが、平成17年12月のヒアリングで、その中でできないものを削除して、残り20手続の運用をすることとした」、「実績見込みがなくても、できない理由がないものは対象とした」とのことであった。
- ・ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」が平成17年11月7日公布(平成18年5月1日施行)で改正され、新たに添付書類が必要となり、削除した手続が15手続あった。
- ・ 20手続の決定に至った各課とのやりとりの文書は保存されていなかった。
- ・ ソフトウェア開発事業者によると、「今回のシステムでは、手続の種類を同じパターンで増やす部分は、コピーしたらよく、71手続も20手続もコスト的にはそれほど変わらない。」との証言があった。また、当時の県警情報管理課参事の認識も同様であった。ただし、今回の監査では、県警において手続数による開発金額多寡の詳細な検証が行われている資料は「ない」とのことで、提出されなかった。

平成18年1月19日 IT戦略本部が「IT新改革戦略」を決定。

- ・ 各手続の利用目標を含む利用促進行動計画を平成17年度に策定・公表し、平成22年度までにオンライン利用率50%以上を達成することとされる。

平成18年3月31日 「佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」が施行される。

- ・ 公安委員会、警察本部長及び警察署長に対する申請、届出等について、書面手続に加え、オンラインによる申請、届出等も可能とするものである。なお、電子

情報処理組織使用の手続等を定めた場合は、根拠法令及び条項並びに当該使用開始日をインターネット等で公表することとされる。

2 電子申請システムの本格運用時の広報、利用実績、システムの概要等

(1) 運用開始年月日

- 平成18年4月20日(17手続)、平成18年6月20日(3手続)
(計20手続)

(監査)

- 電子申請システムの4月運用開始及び6月運用開始予定について、平成18年5月25日付けで県警本部長から警察庁情報通信局情報管理課長、九州管区警察局情報通信部長、警視庁総務部長、各道府県警察本部長宛て申(通)報されていた。
- 運用開始までの警察庁とのやりとりを記した文書は他は一切ないとされ提示されなかった。

{ 17手続内訳 }

質屋営業関係
休業・休業期間延長・再開の届出
許可証の亡失及び盗難の届出
帳簿毀損、亡失等の届出
古物営業関係
帳簿等の亡失等の届出
変更届出書提出先警察署の変更届出
風俗営業関係
管理者講習の欠席の届出
銃砲刀剣類所持関係
猟銃等講習会の講習修了証明書の記載事項の変更、亡失、盗難、滅失の届出
銃砲又は刀剣類の所持許可証の亡失、盗難、滅失又は記載事項の変更の届出
教習射撃指導員の選任・解任の届出
猟銃等保管業の事業廃止の届出
銃砲又は刀剣類を発見又は拾得した旨の届出
人命救助等に従事する者届出済証明書の亡失、盗難、滅失の届出
使用人届出済証明書の亡失、盗難、滅失の届出
国際的又は全国的規模のけん銃競技等に参加する選手又は審判の推薦取消の通知
教習射撃場の名称等変更の届出

指定射撃場指定申請書の記載事項変更の届出
暴力団員による不当行為の防止関係
不当要求防止責任者の選任の届出

〔 3 手続内訳 〕

道路使用許可関係
道路使用許可の申請
道路使用許可の記載事項の変更の届出
道路使用許可の再交付申請

(2) 広報の状況

(監査)

広報計画及び広報予算に関する事項

- ・ 県警は、電子申請システムの導入に係る平成 15 年度政策評価において、予想される課題として「電子化による行政サービス開始のメリット等を広く、具体的に広報して、県民サービスの向上を図る必要がある。」との認識を示していた。
- ・ 「利用促進のための広報は、システムで利用可能な手続のうち、申請や届出が見込まれる手続のシステム利用の有効性から判断し、実質的な広報の対象者には、反復して申請・届出を行う事業者を考えていた。そのため、申請や届出数が見込まれる手続に係る業界を中心に広報を行っていた。また、各警察署窓口での広報資料（県警ホームページ掲載資料）による広報は、反復して申請・届出を行う事業者を対象者と考えていた。」とのことであった。
- ・ 事業着手した平成 16 年度以降、広報に係る予算は計上されていなかった。

〔 具体的な広報活動 〕

運用開始時の広報活動について文書で確認できたものは、以下のとおりである。

実施時期	対象者	広報活動内容
平成 18 年 4 月 18 日	報道機関	不当要求防止責任者の選任の届出等 17 手続の電子申請運用開始について報道機関への資料提供 ・ 佐賀新聞、読売新聞、朝日新聞に記事掲載
平成 18 年 4 月 20 日	県民	県警ホームページ上での運用開始の告知及び申請システム専用ボタンの設定
平成 18 年 6 月 16 日	報道機関	道路使用許可の申請等 3 手続の電子申請運用開始について報道機関への資料提供

平成18年 6月16日	県警各所属長	各警察窓口での広報資料（県警ホームページ掲載資料）による広報の依頼
----------------	--------	-----------------------------------

その他、文書による記録がなく、詳細が不明であるものの、県警内部の調査で把握した広報活動として、

- ・ 「不当要求防止責任者の選任の届出」の対象者への会議や講習会での広報
- ・ 「道路使用許可」の対象者への警察署や幹部派出所での広報 等

が下記のとおり行われたとの報告がされている。

実施時期	対象者	広報活動内容
【不当要求防止責任者の選任の届出関係】		
平成18年 4月19日	電気・水道等公共 企業総務担当職員 (24人)	県警組織犯罪対策課職員（以下「組織対策課職員」という。）による暴力追放公共企業体等佐賀地区連絡協議会での広報
平成18年 7月18日	県内上場企業等総 務担当役職員 (29人)	組織対策課職員による佐賀県企業防衛対策協議会での広報
平成18年 7月24日	電気・水道等公共 企業総務担当職員 (12人)	組織対策課職員による暴力追放公共企業体等唐津・東松浦地区連絡協議会での広報
平成18年 7月26日	同上(10人)	組織対策課職員による暴力追放公共企業体等鳥栖地区連絡協議会での広報
平成18年 8月4日	同上(17人)	組織対策課職員による暴力追放公共企業体等伊万里・西松浦地区連絡協議会での広報
平成18年 8月21日	県内農協組織幹部 等(12人)	組織対策課職員による佐賀県JA共済暴力対策連絡協議会での広報
平成18年 9月28日	電気・水道等公共 企業総務担当職員 (15人)	組織対策課職員による暴力追放公共企業体等武雄・鹿島・杵藤地区連絡協議会での広報
平成18年 12月8日	県内に支店設置の 生命保険会社佐賀 支店長等(16人)	組織対策課職員による生保・警察防犯協議会での広報
平成18年度	講習受講者（企業総 務担当者、飲食業経営 者等）(496人)	組織対策課職員による責任者講習会（19回開催）での広報
平成19年度	同上(945人)	組織対策課職員による責任者講習会（19回開催）での広報

【道路使用許可関係】		
平成18年6月	建設業関係団体	県警交通規制課職員による広報資料（県警ホームページ掲載資料）での説明、同団体支部への広報依頼
平成18年6月 ～19年3月	電気通信事業者、 建設業者等	佐賀警察署交通課窓口での広報資料の備え付け、同資料配布による申請頻度の高い事業者への広報
平成18年6月 ～	関係事業者	諸富警察署交通課窓口での広報資料の備え付け（10枚～20枚）
〃	土建業者	神埼警察署交通課窓口で土建業関係の申請者数人への広報
〃	関係事業者	鳥栖警察署交通課窓口での広報資料の備え付け（10枚程度）
〃	建設業者、 携帯電話関係事業者	小城警察署交通課受付付近に広報資料を掲示、窓口での同資料の備え付け、同資料配布による建設関係業者及び福岡県内の携帯電話関係業者への広報
〃	電気通信事業者、 建設業者等	唐津警察署交通課窓口で毎月申請に来る事業者（A社、B社等）への広報
〃	関係事業者	相知幹部派出所窓口で申請者への広報
〃	建設業者	伊万里警察署交通課窓口での広報資料の備え付け、同資料配布による頻繁に来署する建設業者への広報
〃	関係事業者	有田幹部派出所窓口での広報資料の備え付け
〃	関係事業者	武雄警察署交通課窓口で申請業者への広報、電話問い合わせへの対応
〃	建設業者	白石警察署交通課窓口での広報資料の備え付け、同資料配布による頻繁に来署する建設業者への広報、管内の交番や駐在所への広報資料の配布
〃	関係事業者	大町幹部派出所窓口での広報資料の備え付け
【その他】		
平成18年5月 ～	来署者	唐津警察署1階ロビーで電子申請の広報を含む県警ホームページ広報用ポスターの掲示

平成19年1月23日に平成19年度当初予算の県CIO（最高情報統括監）

査定において、電子申請実績がない現状の分析及び利用者の掘り起こし等の利用促進対策について説明を行っているが、その後に行った企業への広報活動として文書で確認できたものは、以下のとおりである。

実施時期	対象者	広報活動内容
平成19年 2月20日	電気・水道事業者等 (約130人)	佐賀国道工事事務所主催の平成19年度道路工事連絡調整会議での広報資料(県警ホームページ掲載資料)の配布
平成19年 4月23日	C社	C社課長への道路使用許可に係る電子申請利用依頼 県警委託事業(交通安全施設管理システム保守委託業務)の受託者

県警委託事業者への電子申請利用依頼の際には、インターネットバンキングが経理事務処理上ネックとなるため、電子申請が利用できないとの回答を得ている。

(監査) 県警情報管理課によると、「文書はないが、県警情報管理課職員が上記の他に2社の建設業者に広報を行った」とのことであった。

(3) 利用実績

電子申請の運用を行っていた道路使用許可の申請等20手続の申請件数(現存する書類で確認できた件数)は、下記記載のとおりである。システム運用開始年度(平成18年度)からシステム廃止年度(平成21年度)までの間で、57,390件であり、このうち電子申請の実績は0件である。

(単位:件)

手続名	18年度	19年度	20年度	21年度	合計
(質屋営業関係) ・休業・休業期間延長・再開の届出等 3手続小計	0	0	0	0	0
(古物営業関係) ・帳簿等の亡失等の届出	0	0	0	0	0
・変更届出書提出先警察署の変更届出	11	12	6	8	37
(古物営業関係) 2手続小計	11	12	6	8	37
(風俗営業関係) ・管理者講習の欠席の届出 1手続	-	22	12	2	36
(銃砲刀剣類所持関係) ・猟銃等講習会の講習修了証明書の記載事項の変更、亡失、盗難、滅失の届出	-	2	5	1	8

・銃砲又は刀剣類の所持許可証の亡失、盗難、滅失又は記載事項の変更の届出	85	96	80	128	389
・教習射撃指導員の選任・解任の届出	-	0	1	0	1
・銃砲又は刀剣類を発見又は拾得した旨の届出	-	94	153	191	438
・指定射撃場指定申請書の記載事項変更の届出	-	0	1	0	1
・猟銃等保管業の事業廃止の届出 等 5 件	-	0	0	0	0
(銃砲刀剣類所持関係) 10 手続小計	85	192	240	320	837
(暴力団員による不当行為の防止関係)					
・不当要求防止責任者の選任の届出					
1 手続	504	1,143	463	495	2,605
(道路使用許可関係)					
・道路使用許可の申請	13,163	13,454	13,451	13,804	53,872
・道路使用許可の記載事項の変更の届出	0	0	0	0	0
・道路使用許可の再交付申請	1	2	0	0	3
(道路使用許可関係) 3 手続小計	13,164	13,456	13,451	13,804	53,875
20 手続合計	13,764	14,825	14,172	14,629	57,390

- ・ 「 - 」は、保存期間終了により文書がないことにより件数が把握できないもの。
- ・ 印の箇所は、把握できないものが含まれていることにより一部概数である。

(監査) 県警によると、電子申請に必要な事前登録は、34件行われていたとの証言があったが、確認ができる資料等は残されていなかった。

(4) 都道府県の状況

- ・ ホームページ確認及び県警への確認等によると、電子申請システム実施都道府県警は、47都道府県のうち、本県を除き26都道府県であり、電子申請手続数は、10手続未満が19都道府県、10～20手続が6県、80手続超が1県であった。

(5) 電子申請システムの概要

〔システムの機能〕

このシステムは、県民等と県警察との間の申請・届出等の行政手続を電子化することにより行政サービスの向上を図るとともに、行政事務のペーパーレス化、行政情報の電子的提供、行政事務の効率化及び情報共有の推進を図ることを目的として開発されたものであり、以下の機能を有していた。

- ・ 県民等利用者ネットワーク接続及び窓口機能
- ・ 県民等利用者用ポータルサイト機能
- ・ 電子申請・受付・審査機能
- ・ 地図情報機能
- ・ 情報提供機能
- ・ 県警察職員ネットワーク窓口機能
- ・ 県警察職員用ポータルサイト機能
- ・ 他システム連携機能（認証基盤、決済基盤、LGWAN、その他個別システム）
- ・ 運用管理・監視機能

* （用語解説）

- ・ 「LGWAN」：総合行政ネットワーク。地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワークのこと。（総務省資料引用）

電子申請システムのプログラムの開発環境のものが保存されているが、再稼動に当たっては、専門業者による複雑かつ高度なシステム機器の設定が必要となるため、実際の運用の状況は再現ができなかった。

しかしながら、県警から提出された書類で、次の確認ができた。

- ・ 申請者側でインターネットや電子署名に必要な機器等が利用できる環境が整っていて、電子認証を取得し、また、申請手数料を要する場合は、インターネットバンキング契約がなされていれば、時間にとらわれず申請や届出が可能であったこと
- ・ 添付書類として周辺見取図などが必要な場合は、地図情報機能により申請者のパソコン上に表示された地図上で周辺見取図などの作成が可能であったこと
- ・ 県警での申請等の受付、審査が行われ、審査結果として結果通知書及び公文書の発行が可能であったこと

〔電子申請に係る利用者の負担〕

電子申請に当たっては、「佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」に基づき、申請者は、電子署名及び電子署名に係る電子証明書（以下「電子認証」）の送信が必要とされ、さらに、申請等の添付書面等についても電子化して提出することが必要とされている。また、申請手数料が必要なものについては、マルチペイメントネットワークの利用による電子納付を行うこととしていた。

（認証関係）

このため、電子申請での申請者（以下「電子申請者」という。）は、電子認証を取得、送信するため、事前に次のいずれかを有料で準備する必要があった。

電子申請者が個人の場合は、住所地の市町が発行する「住民基本台帳カード」による「電子証明書」及び「ＩＣカードリーダー」(ＩＣカード読取装置)

電子申請者が法人の場合、商業登記に基づき電子認証登記所が発行する「電子証明書」及び電子証明書を取得するために必要な「専用ソフトウェア」

電子申請者が建設工事等の電子入札システム利用者の場合、日本電子認証株式会社が発行する「ＡＯＳｉｇｎサービスの電子証明書」及び同社が指定する「ＩＣカードリーダー」

なお、の方法は、利用者拡大に向け、運用開始以降に追加された。

(手数料関係)

申請手数料を要する電子申請者は、電子収納を行うため、県指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関のうちインターネットバンキングサービスを行っている金融機関とインターネットバンキングの契約を締結する必要があった。

(添付書類関係)

道路使用関係の手續に係る添付書類として、専用のソフトウェアで作成されており県警で確認できないもの、電子化されていないものを提出する場合は、そうした添付書類を電子化するための読み取り装置(スキャナー)が必要であった。

(監査)

これら電子認証等は、従来の紙申請より初期費用など利用者に負担を強いるものであった。

(費用負担例：個人の場合)

- ・ 住民基本台帳カードの取得：５００円(運用当時)
- ・ 住民基本台帳カードで電子証明書を取得：５００円(運用当時)
- ・ ＩＣカードリーダー(住民基本台帳カードの読取装置)：システム運用開始時は２千円～１万円程度(市町により使用できない機種もあり)

(費用負担例：法人の場合)

- ・ 商業登記電子証明書取得ソフトウェア(市販品)：５，２５０円～５２，５００円程度
- ・ 申請用磁気ディスク(フロッピーディスク又はＣＤ-Ｒ)
- ・ 申請手数料：２，５００円～(有効期間で相違)

* 金額は現状の金額(参考)

(費用負担例：建設工事等の電子入札システム利用者の場合)

- ・ 電子証明書を格納したＩＣカード：１５，７５０円～(購入枚数、有効期限で相違)
- ・ 指定ＩＣカードリーダー：１０，５００円程度

* 金額は現状の金額(参考)

(共通)

- ・ 添付書類の電子化データがない場合：スキャナー購入
 - ・ 申請手数料が必要な場合：インターネットバンキング基本手数料
個人の場合 月額 105 円程度 (金融機関により相違)
法人の場合 月額 1,050 円程度 (金融機関により相違)
- * 金額は現状の金額 (参考)

〔 電子申請システム管理者の操作 〕

技術的な面からシステムの再現はできないため、各手続の全容の把握はできなかったが、操作説明書で確認できた主なものは以下のとおりであった。

- ・ 利用者 (電子申請者、県警の審査職員、システム管理者) の登録詳細情報の管理、電子申請手続の入力項目の管理等。

なお、各手続毎の入力項目は、容易に変更できるものもあった。

(変更できる主な入力項目の例)

電子署名の要否、申請手数料の要否、納付時期 (前納・後納の別)、納付方法 (電子、窓口、郵送の別)、添付書類の指定及び提出方法 (電送、郵送等の別) など、電子署名の要否以外は管理者設定により、申請者が選択可能にできた。

- (監査)
- 入力項目の変更はできるものの、実際の電子申請では、電子署名を必須とする申請のみで行われているなど、電子申請と窓口での本人確認、窓口納付、添付書類郵送を申請者の希望に応じて併用することなど、弾力的な電子申請方法の検討が十分でなかった面もあった。

〔 電子申請の操作手順 〕

技術的な面からシステムの再現はできなかったため、各手続を操作しての把握はできなかったが、初めて利用を開始する場合の手順として、操作説明書等で確認できたものは以下のとおりであった。

電子申請に用いるパソコンの能力の確認

パソコンのセキュリティに関する設定

電子申請を行うための基本ソフトウェアの利用パソコンへのインストール

電子証明書の準備確認

電子申請用設定ファイルの利用パソコンへのインストール

利用者情報の登録

〔 利用者 ID、パスワード、メールアドレス等 20 項目
必須入力項目は、個人 11 項目、法人 14 項目 〕

利用者 ID 及びパスワードの入力 (申請書作成画面への移行)

手続の選択後、申請書の作成（各手続毎の必要な項目の入力）
 （2回目以降は、システムに保存されている過去申請書のデータの利用が可能）
 添付書類がある場合は、添付書類データの貼り付け
 （地図に関しては、地図情報機能で作成可能）
 交付物（許可証）がある場合は、受取方法（窓口、郵送等）の指定
 申請手数料がある場合は、納付方法の指定（電子、窓口、郵送）
 連絡先（電話番号、メールアドレス等）の入力
 電子署名の付与（電子証明書の送信）
 申請書到達状況の確認
 その他、電子申請者が利用者ID等によりシステム利用で可能なもの

- ・ 申請書提出後の県警の処理状況の確認
- ・ 申請の取下げ
- ・ 県警の補正指示等の受信

〔その他〕

- ・ 委任状事前登録又は添付による代理申請や連署申請も可能であった。
- ・ 県警各課と警察署の担当者に対する研修会が行われていた。
- ・ 県警では、最も電子申請の利用を見込んでいた「道路使用許可」について、電子申請に係る質疑応答集を作成し、平成18年6月16日に県警各所属に通知していた。

3 電子申請システム本格運用開始から休止・廃止までの経緯等

平成18年4月1日 警察行政手続電子化システムの運用管理業務委託契約を締結する。

- ・ 契約金額：12,461,400円
- ・ 契約の方法：指名競争入札（NS共同企業体構成業者の2社）
- ・ 事業者名：佐銀コンピュータサービス株式会社
- ・ 委託期間：平成18年4月1日～平成19年3月31日
- ・ 委託内容：システム定常管理、システム監視、システム性能調整、システム評価、維持管理業務、システム環境変更、ヘルプデスク

（監査）

当該契約のシステムの運用管理業務について、当時の県警担当者や開発事業者への調査等で次の点を確認した。

- ・ 県警情報管理課の電算運用室と企業の開発担当との毎月1回の定例検討会で検討を行っていた。その中で、実績がないことの対応を数回検討し、県警音楽隊派遣依頼、交通管制センター等の施設見学申請の手続などの追加、道路使用許可申請利用者の掘り起こし策等の改善策の案が出

ていた。

平成18年7月26日 IT戦略本部「重点計画2006」を決定。

- ・ 国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を平成22年度までに50%以上にすることとされる。

平成18年11月 平成19年度当初予算の要求資料を提出する。

- ・ 県警要求額 82,224千円
電子申請システム保守・運用管理費 12,924千円
電子申請システム機器等リース料 69,300千円
- ・ 平成18年12月から19年1月の予算査定を経て、要求額どおり予算計上される。

平成18年12月5日 平成19年度当初予算要求での県情報担当課ヒアリングが行われる。

(県情報担当課)

- ・ 電子認証等によりハードルが高い手続しかないので、もっと簡易届出等の利用件数が見込める手続をはじめられたらどうか。
- ・ 今年度中に1件の申請を確保するよう努力されたい。(関係団体等の利用推進)

平成19年1月4日 平成19年度当初予算要求での県CIO(保留事項)説明資料を県警情報管理課作成(課内決裁)

(県警)

- ・ 申請がない理由：電子署名等未普及、件数を見込める事業の未開発、利用促進対策の低調
- ・ 利用促進対策：放置駐車違反金の電子収納促進、件数を見込める手続の開発(庁舎見学申請、音楽隊派遣依頼等)検討、道路使用許可の利用者掘り起こし

(監査)

県CIO(最高情報統括監)によると、「平成18年度に利用がない中で平成19年度予算の県CIO査定が最初のかかわりである。システム化したものを絞り込む。利用促進の2つの観点から指導した。どちらかという、作った以上は利用促進の観点であった。」とのことであった。

平成19年4月1日 警察行政手続電子化システムの運用管理業務委託契約を締結する。

- ・ 契約金額：12,461,400円
- ・ 契約の方法：一般競争入札

- ・ 事業者名：佐銀コンピュータサービス株式会社
- ・ 委託期間：平成19年4月1日～平成20年3月31日
- ・ 委託内容：システム定常管理、システム監視、システム性能調整、システム評価、維持管理業務、システム環境変更、ヘルプデスク

(監査) 当該契約のシステムの運用管理業務について、当時の県警担当者や開発事業者への調査等で次の点を確認した。

- ・ 県警情報管理課の電算運用室と企業の開発担当との毎月1回の定例検討会で検討を行っていた。
- ・ 検討を行っていた県警音楽隊派遣依頼、交通管制センター等の施設見学の申請手続の追加は、県警内部での調整は行ったが、電子申請の方が方針が固まるまでに時間がかかり、日程調整には電話対応が必要で実現できなかった。

平成19年4月5日 IT戦略本部が「IT新改革戦略 政策パッケージ」を決定。

平成19年7月26日 IT戦略本部が「重点計画2007」を決定。

平成19年11月 平成20年度当初予算の要求資料を提出する。

- ・ 県警要求額 82,224千円
- 電子申請システム保守・運用管理費 12,924千円
- 電子申請システム機器等リース料 69,300千円
- ・ 要求額どおり予算計上される。

(監査) 平成20年1月から3月のCIO協議等を経て、実際の契約時の執行額は削減された。

平成20年1月 県警予算に関する予算調整会議において県警の電子申請システムについて契約変更等の交渉を行う方針が決定した。

(県CIO)

- ・ 長期継続契約のため、申請0件であっても、契約変更は違約金が発生するおそれがある。しかし、契約変更等の直接交渉を行う必要がある。

(知事)

- ・ 契約の中身のチェックはできているのか。精算してでも頑張る価値はある。県CIOが協議して契約先と直接交渉をやらせよう。

(県警本部長同席)

平成20年1～3月 予算調整会議を受けての県警の電子申請システムに関する県警と県CIOとの協議が行われた。

(協議経過)

- ・ 1月31日 県警が県に対し契約機器についての詳細説明を行った。
(県) 長期継続契約であっても、県情報担当課に契約相手方を呼び見直しが可能であるか、検討する。
- ・ 2月中旬 県と県警との間で運用管理委託費の執行協議があった。
(県) 申請件数が見込めない電子申請に関する運用管理業務委託料は認められない。長期継続契約の機器についても電子申請部分について休止し、保守料を減額することも可能ではないか。
- ・ 3月11日 県警から県に対し、県の意見を踏まえた県警見直し案による積算内容の説明があった。
(県) 電子申請システムのサーバを利用している放置駐車違反金納付部分(平成18年6月運用開始)及び遺失物インターネット公開用部分(平成19年12月運用開始)はこれまでどおり稼働させる。電子申請システムは運用を休止し、運用管理業務委託料及び稼働させない機器の保守料を削減する。
- ・ 3月12日 県と県警の間で協議内容を確認する。
(県) 電子申請手続をそのまま放置し、多額の予算を注ぎ込むことは、県民の理解を得られない。
- ・ 3月13日 県警情報管理課が県警本部長に協議内容を説明し、休止について了解を得る。
- ・ 3月17日 県と県警は、休止の最終確認を行う。

(最終確認結果)

- (1) これまでどおり稼働するシステム部分
放置駐車違反金納付部分(マルチペイメント)及び遺失物インターネット公開部分の設定変更は、1,200千円程度の委託費を流用する。
- (2) 運用を休止する部分
電子申請部分は、見直しのため休止させ、経費の減額について、電子申請手続運用管理業務委託の廃止(12,600千円)稼働させない機器の保守料の削減(6,300千円)は、平成20年4月より行う。
- (3) リプレースに関する勉強会の開始について
今後、県情報担当課、県警情報管理課の担当者による新電子申請システムの構築に係る勉強会を月1回程度実施する。

(監査)

休止・廃止に関する事項は次のとおりであった。

- ・ 契約上は、「自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えたとき

は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、協議して定める」と規定されている。

- ・ 県警が当時請求した機器リース会社からの解約時の見積額は残存期間の機器リース料と同額であった。保守会社は、機器保守料について、県との間で削減交渉は行われていたが、「保守会社の解約時の見積書は請求していない」とのことで今回提示されなかった。
- ・ 今回、県警が保守会社に再確認した結果では、「官公庁においてリース契約を途中解約した実績がなく、代替機器や保守部品を調達し保管する必要があるため、信頼関係にかかわるものとする」との回答であった。
- ・ 県CIOと県警からは次の証言があった。

(県CIO)

- ・ 一番問題視したのは、ハードウェアのリース契約と保守契約が長期契約となっていた点である。利用見込みがない中で保守契約の部分に着目した。保守コストは人件費であり、止めれば費用はかからない。自分たち(県CIO等)が契約先と直接交渉して、企業のコンプライアンスにもあう形でぎりぎりの交渉を行った。
- ・ 初年度に利用促進を促したにもかかわらず、一年経っても利用が全くなく、残る契約期間で利用が伸びるといのは、説得力がない。

(県警)

- ・ 途中解約を行えば違約金が発生し、この違約金は賃貸借契約の残額と同程度であり、また、当時、電子申請システムで運用していた、放置駐車違反金納付部分及び遺失物インターネット公開用部分等の構築運用経費を新たに予算要求する必要があり、県との協議も受け、必要経費削減のためには、電子申請システムを休止し、保守契約を一部解約することで賃貸借契約の変更を行い、保守料の削減を行う方が得策と判断した。

平成20年4月1日 県警の電子申請システム休止による警察行政電子化システム機器及びソフトの賃貸借契約の変更契約を締結する。

- ・ 平成20年4月1日から電子申請システムを休止し、機器及びソフトの賃借料の節減を図ることとし、保守契約の見直しによる契約変更を行う。
(月額5,775,000円を5,234,985円に変更)
- ・ 契約期間 平成17年4月から平成22年1月の58ヵ月間
金額の変更は平成20年4月1日から適用
- ・ 変更内容 システムの保守契約部分で機器の24時間保守の見直し
システム休止に伴う関連機器の通常保守の見直し

(DB機器、地図サーバ、DB機器ソフト、地図サーバソフト)

・ 契約金額の変更内容(単位:円)

年度	変更前	変更後
平成17年度	69,300,000	69,300,000
平成18年度	69,300,000	69,300,000
平成19年度	69,300,000	69,300,000
平成20年度	69,300,000	62,819,820
平成21年度	57,750,000	52,349,850
計	334,950,000	323,069,670

- (監査)
- ・ 県警情報管理課によると、「県警ホームページの電子申請手続画面で休止について掲示していた。」とのことであった。
 - ・ 電子申請システムの休止については、運用開始時と異なり、警察庁等への申(通)報された文書はなかった。
 - ・ 休止については、警察庁とのやりとり、指示の文書も一切ないとして提示されなかった。

平成20年5月19日 警察行政手続電子化システム分離改修委託契約を締結する。

- ・ 電子化システムの休止に伴い、利用頻度の高い業務用機器と他の機器を分離するシステム改修を行う。
- ・ 契約金額:1,260,000円
- ・ 契約の方法:単独随契(NS共同企業体構成業者の1社)
- ・ 事業者名:日本電気株式会社佐賀支店
- ・ 委託期間:平成20年5月19日~平成20年6月30日
- ・ 委託内容:移行システム設計作業、移行システム構築作業、プロジェクト管理

- (監査)
- 電子申請システム分離改修経費は、電子申請システムの休止に伴い、電子申請手続運用管理業務委託の廃止経費(12,600千円)を流用して執行されている。

平成20年6月19日 IT戦略本部が「IT政策ロードマップ」を決定。

- ・ 国の行政機関等の手続は、徐々にオンライン利用が国民に浸透しはじめている。しかし、年間を通じてオンライン申請が一件も利用されていない手続が全体の約半数を占めているなど、より国民の視点に立って使い勝手がよく、利便性を国民が実感できるアプローチが必要とされている。一方、地方公共団体、特に基礎自治体は国民が関係する手続が多く、電子行政全体の発展において果たす役割は極めて重要である。しかしながら、電子政府・電子自治体構想の基盤となる住民基

本台帳カードについては、普及率の低迷（約1.8%）などがある。

- ・ 今後の方向性として、従来までの発想を大きく転換し、次世代の電子行政サービスの実現に向けた取組を従来にないスピード感をもって、抜本的に強化する。
- ・ 目的達成のための重点的取組例：オンラインメリットの拡大、添付書類の省略、ID・パスワードでの本人確認、本人手続の簡素化など電子署名の省略、オンライン申請の操作性の改善、普及・啓発、支援相談の強化等

平成20年8月20日 IT戦略本部が「重点計画-2008」を決定。

- ・ 「IT政策ロードマップ」の考え方のもと、電子行政の実現等が掲げられる。

平成20年9月12日 IT戦略本部が「オンライン利用拡大行動計画」を決定。

平成20年11月 平成21年度当初予算の要求資料を提出する。

- ・ **県警要求額 52,350千円**
- ・ **要求額どおり予算計上される。**

平成21年7月6日 IT戦略本部が「i-Japan 戦略2015」を決定。

- ・ 平成27年度までに、デジタル技術による「新たな行政改革」を進め、国民利便性の飛躍的向上、行政事務の簡素効率化・標準化、行政の見える化を実現する。

平成22年1月31日 警察行政手続電子化システム機器及びソフト賃貸借契約の満了により、県警の電子申請システムが廃止される。

(監査)

- ・ システムを廃止した旨の決裁文書は、「ない」として提示されなかった。
- ・ 電子申請システムの廃止については、運用開始時と異なり、警察庁等への申（通）報された文書はなかった。
- ・ 廃止については、警察庁とのやりとり、指示の文書も一切ないとして提示されなかった。

平成22年3月9日 県警の電子申請システム廃止について、新聞に掲載される。

- ・ 平成22年度当初予算記者会見での県警の電子申請システム廃止の説明を受け、新聞社が県警に取材し、記事に掲載。

平成22年3月10日 県警の電子申請システム廃止について、県警ホームページに掲載される。

4 監査委員による職員及び関係人調査

監査委員から、次の者に対し、聴き取り調査を行った。

【県警警務部長】

- ・ 末澤 洋 警務部長（平成22年1月～警務部長）

【県警情報管理課現職員】

- ・ 貝原 文樹 課長（平成16年3月～19年2月次席、平成22年3月～課長）
- ・ 中山 毅彦 参事（平成20年3月～参事）
- ・ 堤 雄一 課長補佐（平成10年3月～17年3月係長、平成19年2月～課長補佐）

なお、この際、県警情報管理課職員1名及び会計課職員3名が同席した。

【当時の県警情報管理課職員】

- ・ 下川 登士夫 前参事（平成17年3月～20年3月参事）
- ・ 古川 博史 元参事（平成15年3月～17年3月参事）

【当時の県企画調整課職員（政策評価担当）】

- ・ 山崎 忠文 元参事（平成15年4月～16年3月参事）

【当時の県財政課職員】

- ・ 石橋 正彦 元課長（平成15年7月～18年3月課長）

【県C I O（最高情報統括監）】

- ・ 川島 宏一 現C I O（平成18年3月～C I O）
- ・ 井坂 明 前C I O（平成15年11月～平成17年10月C I O）

【九州日本電気ソフトウェア株式会社】

- ・ システム開発担当者3名

5 判断の理由

以上に基づき、本件請求について次のように判断した。

佐賀県警察行政手続電子申請システムが、平成18年4月の運用開始以降、平成22年1月の廃止に至るまで利用が皆無という事態に陥った主な原因を整理すると、以下のとおりである。

1 システム導入前に利用者である県民のニーズを把握していなかった。

本電子申請システムは、政府の「e-Japan 重点計画」の策定等を背景にした警察庁からの「都道府県の警察機関に対する申請・届出等手続のオンライン化推進計画の策定について」をはじめとする各種通知により、導入しなくてはならないという相当なプレッシャーのもとで取り組まれたものである。

そのため、申請・届出等手続をオンライン化することに力点が置かれ、システム導入前に利用見込み等について組織内で十分な検討が行われておらず、県民ニーズの把握が不十分であった。

2 利用者にとっての使い勝手の良さという視点からの検討が不十分であった。

システム化に当たって、警察庁から示された厳格な本人確認を絶対要件とし、住民基本台帳カード等による電子証明書やICカードリーダーの準備といった利用者に新たな負担を強いる点があったにもかかわらず、十分な職員体制を取れなかったこともあり、県民にとっての使い勝手の良さについての検討が不十分であった。

3 広報戦略が不十分であった。

財政状況が厳しく、県警察本部の既定の広報予算の余裕もない中、電子申請システムのためのポスター、チラシといった広報予算を別途要求することなく、現地機関に任せ放しにし、県警察本部あがての利用者に対する広報戦略が不十分であった。

4 システムの利用を促進させる努力がなされていないかった。

電子申請システムを運用開始した平成18年度の利用が全くないにもかかわらず、ID・パスワードでの本人確認、添付書類の省略等の検討を警察庁に照会する等、県警察本部内での利用促進のための努力がなされていないかった。

ところで、地方自治体の政策決定に当たっては、これまでの判例によれば、長には広範な裁量権が認められている。しかし、その裁量権は全くの自由裁量ではなく、裁量権の逸脱又は濫用がある場合は、違法性・不当性を帯びるとされている。

今回の事案は、前述のとおり、政策判断をするために必要な県民ニーズ等の情報収

集が不十分で、導入に当たっての利用者の使い勝手の検討、運用後の利用促進のためのシステムの改善努力に意を用いたとは言いがたい。

一方で、平成13年1月に施行された高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第3条には「すべての国民が、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを容易にかつ主体的に利用する機会を有し、その利用の機会を通じて個々の能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能となり、もって情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることを旨として、行われなければならない」と規定され、同法第11条に地方公共団体の責務として「高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」ことが、同法第20条には「高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進するために必要な措置が講じられなければならない」ことが、さらに同法第21条には「高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国民の利便性の向上を図るため、情報通信技術の活用による公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上のために必要な措置が講じられなければならない」と規定されている。

また、平成15年2月施行された行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（行政手続オンライン化法）第9条には「地方公共団体は、地方公共団体に係る申請、届出その他の手続における情報通信の技術の利用の推進を図るため、この法律の趣旨にのっとり、当該手続に係る情報システムの整備及び条例又は規則に基づく手続について必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならない」と規定されている。

このように国民すべてが高度情報通信の恩恵を受けられる基盤づくりが要請されている。

こうした中、佐賀県警察本部は警察庁の実質的な指示のもとで、早期の実現に向け、前向きに取り組んだものである。利用が皆無という結果だけをもって損害賠償責任を負うことになると、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法で義務規定まで設けられている中で、「e-Japan 戦略」という国家戦略に基づく取組に職員が逡巡せざるを得ないことが危惧されるところである。

また、運用開始後、関係機関へ利用促進に向けた取組を展開するとともに、利用がないとわかった段階で早めに保守経費削減を行い、長期継続契約期間の満了をもってシステムを廃止したことで大きな損害の回避に努めたところである。

以上のように、今回の電子申請システムの導入から廃止に至る一連の行為は、高度

情報通信ネットワーク社会を形成するという法律及び政府の方針に基づき取り組んだものでもあり、今回の監査だけをもって、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いた裁量権の範囲の逸脱又は濫用があったとも断定できなかった。

第7 意見

本件請求に対する監査結果は上記のとおりであるが、このことを踏まえ警察本部長及び知事に対し監査委員の意見を次のとおり付す。

1 警察本部長への意見

(1) 今回の件は、警察庁の通知を重視するあまり、電子申請の利用環境を整備することに重点をおき、必要性の議論、システムの使い勝手、広報対策等について組織内で十分検討することなく、実施体制が十分でないまま業務が推進され、知事部局の意見にも真摯に対応することなく杜撰な判断が行われている。また、利用が皆無の状況となっても組織をあげた改善の取組がなされたとは言いがたい。県議会でも説明責任が問われているところであり、今一度組織内部で十分な検証を行い、本部長以下、責任をさらに明確にした上で、県民に説明すべきである。

(2) 今後の業務に当たっては、県警察本部としての明確な戦略を持ち、その戦略に基づいて予算や定員を配分して事業を実施し、その結果を評価し改善に繋げると同時に、公表することで県民への説明責任を果たすべきである。

(3) 最終的に運用を行った20手続の決定に至った各課とのやりとりの決裁文書をはじめとする各種検討資料が保存されておらず、事務処理が杜撰であると言わざるを得ない。

特に、

- ・ 緊密な連携をとるとされている警察庁との文書についても、システム運用開始を知らせた決裁文書はあるものの、それまでの警察庁とのやりとりを記した文書が一切ないとされた。
- ・ システムの廃止・休止に当たっても、当然なされたであろう、警察庁とのやりとり、あるいは指示の文書も一切ないとして提示されなかった。
- ・ また、システムを廃止した旨の決裁文書について、文書保存期間内にもかかわらず、「ない」として提示されなかった。

所管課の対応については、監査委員一同不信感を抱かざるをえなかった。今後は文書保存についての規程を再検討するとともに、責任の所在を明確にするようにされたい。

2 知事への意見

佐賀県警察本部の電子申請システムは、九州各県と比較して開発手続数も格段に多く、システムも県警本部独自のものを認めたため、高額な予算措置がなされたところである。さらに利用が皆無であったという事実は、県民の利便性の向上に何ら寄与していないのは明白である。

予算化に当たっては、警察庁の指示があったとしても、財政が乏しい中での県費投入であり、警察本部に対し、利用見込みや県民の使いやすさ等の検討をさせておくべきであった。

今後は、警察本部であっても県が予算化する以上は十分に議論し、県の意見を反映させるよう徹底させ、施策の進捗状況等を適切にチェックするようされたい。